

平成 27 年 10 月 17 日

## 玉島保育所における三者協議会の設置及び運営に関する基準

### 1 三者協議会の設置

三者協議会の設置期間については、原則、社会福祉法人親和会と茨木市が締結する民営化に伴う協定期間（5年間）とします。

#### 6 民営化の方法

(1)～(4) 略

(5) 移管条件の履行及び保育内容の変更・充実

移管条件の履行については、移管時の入所児童が卒園するまでの間、入所児童の保護者、移管先及び茨木市の三者で組織する協議の場を設けて確認するとともに、移管先の管理・運営事項以外で、保育内容を変更・充実する場合は、三者で協議するほか、これらに問題がある場合には三者協力して、その解決に努める。

7～8 略

※茨木市立保育所民営化基本方針より

### 2 三者協議会の目的

民営化する市立保育所の移管先の決定後から、当該保育所の保護者、移管先及び茨木市（以下「三者」という。）で組織する三者協議会を設置し、子どもたちへの急激な保育環境の変化を最小限に止めつつ、子どもたちの最善の利益を確保するため、移管条件の履行状況や保育内容の継続性を確認することとします。

また、移管先の管理・運営事項を除き、保育内容を変更・充実する場合は、三者で協議するとともに、それぞれの適切な役割分担のもと、問題点の改善に努めることとします。

### 3 三者協議会の開催

玉島保育所における三者協議会は、原則、毎月、第2土曜日の午前 10 時 30 分から正午（概ね 1 時間 30 分、最大 2 時間）とし、この間、三者協議会に参加する保護者の子どもたちを保育室で保育することとします。

ただし、上記日程において、三者いずれかの参加が困難な場合は、市が別途、日程調整を行い、開催日及び時間を変更できることとします。

また、協定期間中であっても、協議案件がない場合など、三者の合意によって、延期又は休止できることとします。

なお、三者協議会の開催については、延期又は休止中であっても、三者のいずれか一者から要請があれば開催できることとします。

### 4 保育内容の継続性

市立保育所の保育内容の継続については、合同保育を通して、適切な引継ぎに努めるとともに、引継保育を通して、より確実な引継ぎを行い、その継続性を確認することとします。

ただし、保育内容の継続については、民営化初年度の保育環境の急激な変化を最小限に止めるための措置であり、民営化後の 5 年間は、変更しないということではありません。

市立保育所においても、定期的な人事異動があり、保育士が変われば、保育の実施方法や内容が変わるという認識が必要です。

### 5 保育内容の充実

近年では、多様化する就労形態に伴う保育需要の拡大など、保育サービスの迅速かつ柔軟な対応が求められていることから、市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限に止めることに配慮しつつ、地域で求められる保育ニーズを十分に把握し、柔軟に対応することとします。

ただし、玉島保育所の保護者の意向を踏まえ、協定期間中（H28.4.1～H33.3.31）は、基本的に、新たな費用負担がないよう、継続性に配慮するとともに、大多数の児童にとって、良いと考えられる保育内容の変更であっても、変更することによって、少数派の児童が、現状の保育を維持できない可能性がある場合については、保育内容を変更しないこととします。

なお、基本保育時間（原則、8 時間）を除き、延長保育など、保護者の選択によって提供される保育サービスに係る費用負担については、当該保護者に、その費用を求めることができることとします。

## 6 三者の役割

### (1) 総則

三者は、三者協議会の役割・目的を十分に認識し、連携・協力して、将来を担う子どもたちの健やかな成長の実現に向けて取り組むこととします。

また、三者協議会は、市立保育所の民営化の是非を検討する場ではなく、民営化への移行に際し、保育内容の継続を確認しつつ、三者が連携・協力して、問題点の改善策を検討するとともに、段階的な保育内容の充実に向けて、協議する場とします。

### (2) 保護者の役割

保護者は、幅広い視野をもって、当該保育園の全ての子どもたちの最善の利益を確保するため、必要に応じて、三者協議会における協議事項について、保護者の意見・提案をまとめるよう努めるとともに、連携・協力して、問題点の改善を図ることとします。

### (3) 社会福祉法人親和会の役割

法人は、関係法令や移管条件の遵守はもちろんのこと、保護者の保育ニーズの把握に努め、保育内容の充実を図るとともに、連携・協力して、問題点の改善を図るほか、保育環境の変化につながる事項については、できるだけ早期に、三者協議会において協議し、保護者への説明責任を果たすこととします。

### (4) 市の役割

市は、三者協議会の円滑な運営に最大限の努力を傾注するほか、三者との連絡・調整をはじめ、会議の進行や会議録を作成するとともに、連携・協力して、問題点の改善を図るほか、保護者からの質疑等については、誠実かつ的確に回答し、しっかりと説明責任を果たすこととします。

## 7 協議事項

法人における保育士の人事や給食物資等の事業者の選定など、管理・運営に対する事項については、当該法人の責任と判断により、適切に実施されるべきものであり、協議事項とすべきではありません。

また、保育室のカーテンや給食調味料の変更など、保育環境の一部であっても、子どもたちの保育環境に著しく影響を及ぼすものではない事項は、協議事項とすべきではありません。

なお、施設長などの人事異動については、移管先の管理・運営事項ですが、保育内容の変化及び保護者の不安感の解消に努めるため、異動の理由及び引継方法などについては、移管先が、保護者へ十分に説明することとします。

ただし、法人の責任と判断において行う人事異動については、それを覆すものではありません。

また、法人の責任と判断により、変更した事項について、変更後、子どもたちの保育環境に影響が出た場合については、協議の対象とし、三者が連携・協力して、改善策を検討することとします。

## 8 その他の留意事項

民営化後（平成 28 年4月）に入園することになった児童については、当該保育園の全ての児童との整合性に配慮する必要があることから、原則、協定期間中に、新たな費用負担や制服の導入などはありません（保護者会の同意を得た場合を除く。）が、協定期間終了後には、新たな費用負担や制服の導入などがあり得ることに留意が必要です。

ただし、協定期間終了後の変化を考慮して、できる限り、今後、発生するであろう、児童に提供する保育サービスにおける費用負担について、三者協議会の設置当初から例示し、保護者へ十分に説明することとします。

一方、保育内容については、保護者負担に配慮しつつ、子どもたちの最善の利益を考慮し、激変緩和の措置期間でもある協定期間中において、徐々に変更していく努力が必要です。

また、平成 27 年4月からは、子ども・子育て支援新制度が実施され、法令等の枠組みの中で、認定こども園への移行なども考えられることから、三者協議会において十分に協議の上、三者の合意を得るものとします。

なお、三者協議会において協議した案件について、三者の合意が得られた場合は、原則、決定事項として取り扱うこととなります。